

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
「ソーシャルイノベーター育成事業委託業務審査委員会」設置要綱

(設置)

第1条 ソーシャルイノベーター育成事業委託業務を行わせる者を選定するに当たり、適切かつ公正な審査を行うため、ソーシャルイノベーター育成事業委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託先の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 審査委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、審査委員の互選によって定める
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、事務局による一次審査の実施及び持ち回りによる審査を実施することができる。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務局は、新価値・地域創造推進局 新事業・地域ブランド課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

【別紙】

所 属	職 名	氏 名	備 考
山梨県	山梨ブランド・ 国際戦略統括官	眞田 健康	
山梨県 総合県民支援局	まなび支援課長	三科 吾諭子	
株式会社 日本政策金融公庫	甲府支店 融資第二課長	佐藤 一隆	
公益財団法人 山梨総合研究所	主任研究員	宇佐美 淳	
公立大学法人 山梨県立大学	学長補佐	杉山 歩	